

放送分野における外資規制に係る 政省令の改正について

情報通信分野における外資規制の
在り方に関する検討会事務局

2021年8月

放送に係る外資規制の実効性を確保する観点から、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社等の外資規制への適合状況の確認に係る規定を整備する。主な改正の内容は、次のとおり。

1 認定基幹放送事業者・認定放送持株会社に資料の提出を求めることができる事項の追加〈政令〉

(1) 認定基幹放送事業者

総務大臣が資料の提出を求めることができる事項として、次を追加

- ・役員の国籍の確認に関する事項
- ・外国法人等がその議決権に占める割合（外資比率）に関する事項

(2) 認定放送持株会社

ア 総務大臣が資料の提出を求めることができる事項を定める区分として、認定放送持株会社を追加

イ 当該資料の提出を求めることができる事項として、次を規定

- ・役員の国籍の確認に関する事項
- ・外国法人等がその議決権に占める割合（外資比率）に関する事項

2 外資比率が規制の範囲内であることの把握・検証を可能とする様式の変更〈省令〉

(1) 外国法人等の占める議決権の数や外資比率の詳細を把握するための表の整備

衛星基幹放送事業者の認定等に係る書類における、外国法人等が占める議決権に関する記載等の精緻化

(2) 外資比率の計算の過程について検証可能な構造の採用

議決権の数を株式の種類ごとに分類・整理し、外資比率の計算に当たって分母となる議決権の総数等の計算過程を可視化

○ 放送法第175条の規定により総務大臣が認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し、その業務に関し資料の提出を求めることができる事項として、次の事項を定めることとする。

① 日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、及び外国の法人又は団体（認定基幹放送事業者の場合のみ）がその特定役員（※1）でないことの確認に関する事項

② 外国法人等（※2）がその議決権に占める割合に関する事項

（※1） 法人又は団体の業務の執行に対し同程度の影響力を有する者として総務省令で定める者

（※2） 認定放送持株会社の場合は外資系日本法人を含む。

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）《改正後の条文イメージ。主な改正部分に下線》

（資料の提出）

第八条 法第百七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が（略）、放送事業者（略）、又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 （略）

三 基幹放送事業者（略） 次に掲げる事項（（略）特定地上基幹放送事業者にあつてはハ及びニに掲げる事項を除く。）

イ・ロ （略）

ハ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項

ニ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送事業者にあつては、同号イからハまでに掲げる者）がその議決権に占める割合に関する事項

ホ・ヘ （略）

四～七 （略）

ハ 認定放送持株会社 法第百五十九条第二項第五号イ(1)又は(2)に掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項及び同号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者がその議決権に占める割合に関する事項

2 （略）

2 放送法施行規則及び無線局免許手続規則の改正

外資比率が規制の範囲内であることを把握・検証するための様式を定める総務省令につき、

- ・ 外国法人等の占める議決権の数や外資比率の詳細を把握するための表の整備
- ・ 外資比率の計算の過程について検証可能な構造の採用

等の改正を行う。

① 放送法施行規則の一部改正

- ・ 別表第七の一号(地上基幹放送に係る事業計画書)
- ・ 別表第七の二号(衛星基幹放送に係る事業計画書)
- ・ 別表第七の三号(移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書)
- ・ 別表第六十号(認定放送持株会社認定申請書)

② 無線局免許手続規則の一部改正

- ・ 別表第二号第1(基幹放送局(略)の無線局事項書の様式)
- ・ 別表第二号第5(衛星基幹放送局(略)の無線局事項書の様式)

■ 衛星基幹放送事業者に係る例 (放送法施行規則別表第七の二号)

<議決権等の総数>

区分			株式の数(株)	議決権の数(個)
発行済株式	無議決権株式			
	議決権制限株式			
	完全議決権株式	自己保有株式		
		相互保有株式		
		外国人持株調整株式等		
		その他		
単元未満株式				
議決権等の総数				

<外資規制への適合状況>

申請者が上場会社以外である場合

区分	ふりがな 氏名 又は 名称	住所	法人 番号	株式の 数 (株)	議決権 の数 (個) ①	①÷ 議決権の総 数×100 (%)	日本国籍の 確認方法	備考
日本国籍を 有する者								
日本法人								
合計								

申請者が上場会社である場合

区分		ふりがな	住所	法人番号	株式の数 (株)	議決権 の数 (個) ②	②÷ 議決権の総 数×100 (%)	備考
		氏名 又は 名称						
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計（計 者）							
合計								

※議決権の総数については、p3と同様の様式を整備

申請者が上場会社以外である場合

申請者が上場会社である場合

区分		ふりがな	住所	法人 番号	株式の数 (株)	議決権の 数(個) ④	④÷議決権の 総数×100 (%) ⑤	外資系日本法人の議決権を有する 外国法人等		⑤の 比率 (%)	⑤×⑥ (%)	備考
		氏名又は 名称						外資系日本法人の 議決権の総数に対 する議決権の比率 (%)⑥				
外国法人等	議決権の総数の1000 分の1以上を占める者											
	議決権の総数の1000 分の1未満を占める者 の合計（計 者）											
外資系日本法人	議決権の総数の10分 の1以上を占める者											
合計												